

外形標準課税説明資料

（旧自治省案発表後の主な経緯等）

資 料 目 次

平成13年度の税制改正に関する答申（抄）	1
平成13年度税制改正大綱（抄）	2
地方分権推進委員会最終報告（抄）	3
今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針（骨太の方針）（抄）	4
改革工程表（外形標準課税関係抜粋）	5
旧自治省案をはじめとする外形標準課税についての主な意見	6
法人所得課税の実効税率の国際比較	7

平成13年度の税制改正に関する答申 (平成12年12月13日 政府税制調査会)(抄)

二 平成13年度税制改正

2. 法人関係税制

(3) 外形標準課税

(略)

- ③ 自治省案は、個別の法人で見れば、一定の税負担の変動を生じさせるものの、全体として見れば、増税を目的とするものではなく、税收中立の考え方の下、中立性の高い課税標準により、薄く・広く・公平な課税を図ろうとするものであり、現行の所得課税よりも望ましいものであると考えます。

この点に関し、受益と負担の関係が明確になり、地方公共団体により一層の情報公開と説明努力を必要とすることから、責任ある地方自治の確立にも資するのではないかととの意見がありました。また、地域の事業活動と税收規模との関係が明確になるため、事業活動を促す行政投資の最適化にも資するのではないかととの意見もありました。

一方、外形基準に報酬給与額が含まれることで、雇用への影響を懸念する意見がありました。また、都道府県の歳出削減等の行財政改革が先ではないかととの意見、欠損金の繰越控除の制限や法人住民税均等割の拡充のようなより簡素な仕組みで対応すべきではないかととの意見もありました。

今後、この自治省案に関する様々な議論を参考としつつ、引き続き各方面の意見を聞きながら、景気の状態等を踏まえ、外形標準課税の早期導入を図ることが適当と考えます。

- ④ 外形標準課税の導入は、国・地方を通ずる財政構造改革や税財政の抜本的改革と一体的に行うべきとの意見もありました。大法人を含め約3分の2にも及ぶ赤字法人が地方公共団体の行政サービスを受けていながら法人事業税を支払っていないという不公平を放置することはできず、抜本的改革への国民の理解を得るためにも、外形標準課税の導入は早急に対処すべき課題であると考えます。

なお、各都道府県が独自の課税標準で外形標準課税を導入した場合、複数の県で事業を展開している法人の納税事務負担の増大などの問題があることから、全国共通の課税標準による外形標準課税の導入が望ましいと考えます。

平成13年度税制改正大綱(抄)

(平成12年12月14日 自由民主党・公明党・保守党)

第一 基本的な考え方

9 外形標準課税

法人事業税への外形標準課税の導入は、すべての法人が、その事業活動規模に応じて薄く広く、かつ、公平に地方公共団体の幅広い行政サービスの対価を負担するものである。このことは、応益課税としての事業税の性格を明確にし、地方公共団体には、地方分権を支える安定的な地方税源を保障するものとなる等、地方税として望ましい方向の改革である。

今回、具体案について検討を行ったが、さまざまな意見があり、結論を得るに至らなかった。したがって、今後、課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案しつつ、早期の導入を図る。

地方分権推進委員会最終報告

(平成13年6月20日 地方分権推進委員会)(抄)

第3章 第2次分権改革の始動に向けて

Ⅱ 地方税源の充実策

1 地方税充実確保の方向

(法人事業税)

法人事業税については、税負担の公平性、税の性格の明確化、基幹税の安定化、経済の活性化等の観点から、外形標準課税の導入が必要であり、昨年11月自治省から提示された具体案は、課税標準として法人の生み出す付加価値を的確に捉え、現在の所得課税に比べ、薄く、広く、公平な課税を図ろうとするものであって、現行の所得課税よりも優れている。今後、これまでの議論を参考にしつつ、外形標準課税の早期導入を図るべきである。

今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針 (骨太の方針) (平成13年6月26日 閣議決定) (抄)

第4章 個性ある地方の競争 ― 自立した国・地方関係の確立

5. 地方財政にかかる制度の抜本改革

(3) 地方税の充実確保

地方の自律性を高めるためには、地方行財政の効率化を前提に、自らの判断で使える財源を中心とした「自助と自律」にふさわしい歳入基盤を確立することが重要である。そうした観点から、地方税を充実確保することとし、国と地方の役割分担の見直しを踏まえつつ、国庫補助負担金の整理合理化や地方交付税のあり方、見直しとともに、税源移譲を含め国と地方の税源配分について根本から見直しそのあり方を検討する。その際、国・地方それぞれの財政事情や個々の自治体に与える影響等を踏まえる必要がある。

また、地方税収の基盤となる経済力の発展や、サービス水準と負担を考えた税の水準について、各自治体の自主的な判断や努力が望まれる。

また、法人事業税の外形標準課税については、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえつつ、各方面の意見を聴きながら課税の仕組み等についてさらに検討を深め、景気の状態等も勘案して導入を図る。

改 革 工 程 表

平成13年9月26日 経済財政諮問会議 (外形標準課税関係抜粋)

分野名	改革の理念(考え方)
自立した国・地方関係の確立	「均衡ある発展」の本来の考え方を活かすために、「個性ある地域の発展」、「知恵と工夫の競争による活性化」を重視する方向へと転換し、「自助と自律の精神」のもとで自立した国・地方関係を確立する。

	具体的政策の内容	関係府省
Ⅰ 9月末までに措置	○課税団体である都道府県と連携しつつ、経済界とより具体的な議論を深めるなど、各方面の意見を聞きながら、外形標準課税に対する理解を求めるための取組みを進める。	総務省 財務省 税制調査会
Ⅱ 臨時国会で措置	(略)	
Ⅲ 10月以降に措置(Ⅱを除く)	(略)	
(1) 14年3月までに措置	◎法人事業税の外形標準課税について、中小法人の取扱い、雇用への影響の問題等これまでの検討経緯を踏まえるとともに、景気の状態等も勘案しつつ、平成14年度税制改正に向け、各方面の意見を聞きながら、課税の仕組み等について検討。	総務省 財務省 税制調査会
① 通常国会で措置	(略)	
② その他で措置	(略)	
(2) 14年度中に措置	(略)	
(3) 15年度以降に措置	(略)	

旧自治省案をはじめとする外形標準課税についての主な意見

（改革の理念、趣旨等）

- 事業規模に応じて、「薄く広く」という理念は、理解。
- 受益に応じた負担を求めることの必要性については、理解。
- 利益に関係のない固定的な負担は避けるべき。

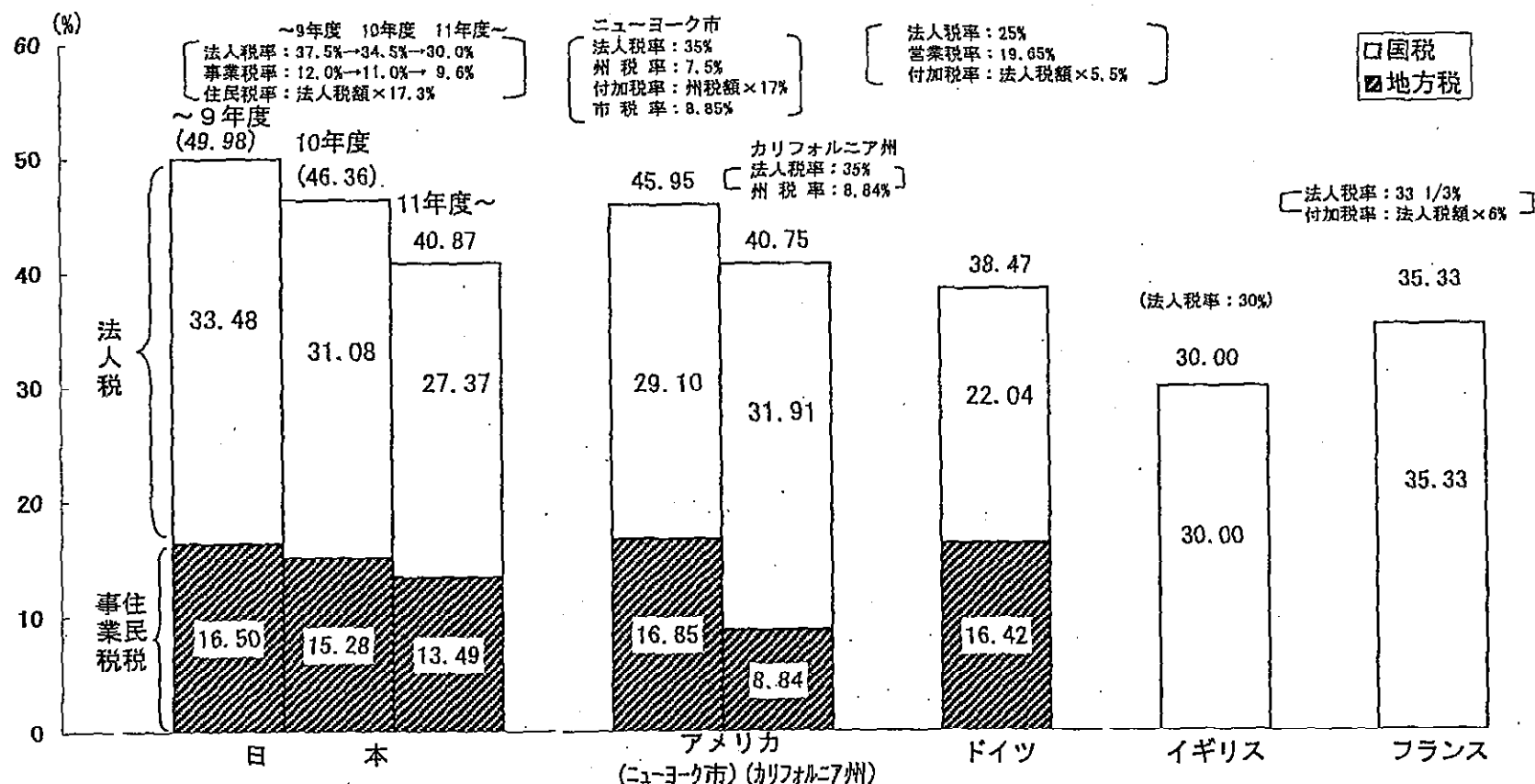
（課税の仕組み）

- 人件費に対する課税は、雇用が悪影響を及ぼしかねない。
- 賃金、利子等の計算や雇用安定控除など制度が複雑。徴税コストの増大も懸念。
- 中小企業への配慮が多く、簡素な税と言えない。
- 定額課税の対象を資本金1千万円未満の企業に限定せず、拡大すべき。
- 「薄く広く」というのであれば、控除型の地方消費税の引き上げで対処すべき。

（その他）

- 地方の行財政改革を徹底して行うことが先決。
- 現下の経済情勢は厳しく、導入のタイミングとしてはよくない。
- 地方税体系の抜本的改革の中で議論すべき。
- 法人道府県民税の均等割の引き上げや、繰越欠損金の利用制限で対処すべき。
- 外形標準課税の導入は、国際的な流れに逆行。

法人所得課税の実効税率の国際比較



- (注) 1. 日本の実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。なお、日本の「法人事業税」は、所得に対して課税されるものであるが、行政サービスの提供に対し必要な経費を分担する物税たる性格のものである。
2. アメリカの「地方税」は、ニューヨーク市（州法人税（付加税含む）、市法人税）、カリフォルニア州（州法人税）の例である。このほか、一部の州・市では、法人所得課税のほか、支払給与額等に対して課税される場合もある。
3. ドイツの実効税率は、付加税（法人税額の5.5%）を含めたものである。ドイツの「国税」は、連邦と州の共有税（50:50）であり、「地方税」は、営業収益を課税標準とする営業税である。
4. フランスの実効税率は、付加税（法人税額の6%）を含めたものである。なお、フランスでは、法人所得課税のほか、職業税（地方税）が課税される。
5. 諸外国については、2001年7月現在の税制に基づく。